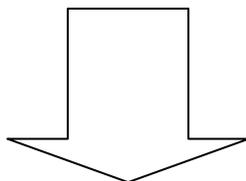


＜北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）＞

3 基本原則

- (1) 目的の共有
- (2) 対等の立場
- (3) 相互理解
- (4) 応分の責任
- (5) 機会の公平性と透明性
- (6) 協働する期間の設定
- (7) 団体の自主性・自発性の尊重



- (1) 市民、地域自治組織、市民公益活動団体及び市長等は、<sup>7</sup>**相互に自主性及び自立性を尊重**し、多様な協働の形態により協働によるまちづくりの推進に努める
- (2) 市民、地域自治組織、市民公益活動団体及び市長等は、それぞれの<sup>4</sup>**役割と責任を明確にし**、<sup>3</sup>**相互理解を深めるとともに**、<sup>1</sup>**目的を共有して**、<sup>2</sup>**対等の立場**で連携及び協力する
- (3) 市民、地域自治組織、市民公益活動団体及び市長等は、<sup>5</sup>**公正性及び透明性を確保**し、相互に情報を提供し合うことにより、協働のまちづくりに<sup>\*</sup>**必要な情報を共有**する

※「(6) 協働する期間の設定」については、基本原則には掲げず、「協定書の締結」の項目に規定する